

○ 国産ジビエ認証制度（平成 30 年 5 月 18 日付け 30 農振第 436 号農村振興局通知）一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
第 1 ～第 31（略） 別記様式第 1 号～別記様式第 13 号（略） 別表 1（略） 別表 2 認証マーク使用マニュアル 第 1 目的 本マニュアルは、国産ジビエ認証制度の第 17 に規定する認証マークの使用に関し必要な事項を定め、もって認証マークの適正な使用及び国産ジビエ認証制度の周知に寄与することを目的とする。 第 2 商標権 認証マークに関する商標権は、農林水産省農村振興局長が所有する。認証マークの使用を希望する者は、申請を行い、使用についての許諾を受けなければならない。 第 3 認証マークの使用 認証マークは、次の場合に限り使用できるものとする。 （１）次の製品（包装資材、梱包資材を含む）に貼り付け又は印刷して使用する場合 ア 認証を受けた食肉処理施設で生産されたシカ肉及びイノシシ肉製品 イ 認証を受けた食肉処理施設で生産されたシカ肉及びイノシシ肉を使用した加工食品（<u>厚生労働省の「野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針（ガイドライン）」に基づき、加工されたものに限る。</u>） （２）（１）を販売促進するための資材（認証事業者の名刺、看板、パネル、ウェブサイト、パンフレット等）に表示する場合 ただし、当該認証に関係のない者が認証マークを名刺に使用することはできない。 （３）その他委員会が認める場合 第 4 ～第 9（略） 別記（略） 様式 1－1（略）	第 1 ～第 31（略） 別記様式第 1 号～別記様式第 13 号（略） 別表 1（略） 別表 2 認証マーク使用マニュアル 第 1 目的 本マニュアルは、国産ジビエ認証制度の第 17 に規定する認証マークの使用に関し必要な事項を定め、もって認証マークの適正な使用及び国産ジビエ認証制度の周知に寄与することを目的とする。 第 2 商標権 認証マークに関する商標権は、農林水産省農村振興局長が所有する。認証マークの使用を希望する者は、申請を行い、使用についての許諾を受けなければならない。 第 3 認証マークの使用 認証マークは、次の場合に限り使用できるものとする。 （１）次の製品（包装資材、梱包資材を含む）に貼り付け又は印刷して使用する場合 ア 認証を受けた食肉処理施設で生産されたシカ肉及びイノシシ肉製品 イ 認証を受けた食肉処理施設で生産されたシカ肉及びイノシシ肉を使用した加工食品 （２）（１）を販売促進するための資材（認証事業者の名刺、看板、パネル、ウェブサイト、パンフレット等）に表示する場合 ただし、当該認証に関係のない者が認証マークを名刺に使用することはできない。 （３）その他委員会が認める場合 第 4 ～第 9（略） 別記（略） 様式 1－1（略）

様式 1 - 2 年 月 日 (認証機関) 様 (申請者) 所在地 電話番号 氏名 (※法人にあつては、主たる事務 所の所在地、名称及び代表者) 認証マーク使用許諾申請書 (加工食品用) 年 月 日付けで認証を受けた食肉処理施設で生産されたジビエを使用して製造した加工食品について、下記の条件を了知の上、認証マークを表示したいので、国産ジビエ認証制度の規定に基づき、下記のとおり使用許諾を申請します。 記 1 ～ 4 (略) 5 認証マークを使用する製品 (使用イメージが分かるよう製品写真などの資料を添付する。また、下欄で不足する場合は、製品一覧など、別紙添付も可とする。) 6 (略) 様式 1 - 3 ～ 様式 4 (略) 別表 3 ～ 6 (略)	様式 1 - 2 年 月 日 (認証機関) 様 (申請者) 所在地 電話番号 氏名 (※法人にあつては、主たる事務 所の所在地、名称及び代表者) 認証マーク使用許諾申請書 (加工食品用) 年 月 日付けで認証を受けた食肉処理施設で生産されたジビエを使用して製造した加工食品について、下記の条件を了知の上、認証マークを表示したいので、国産ジビエ認証制度の規定に基づき、下記のとおり使用許諾を申請します。 記 1 ～ 4 (略) 5 認証マークを使用する製品 (下欄で不足する場合は、製品一覧など、別紙添付も可とする。) 6 (略) 様式 1 - 3 ～ 様式 4 (略) 別表 3 ～ 6 (略)
---	---

附則 この改正は、令和 7 年 9 月 12 日から施行する。